

建設省都下管発第5号

平成11年3月3日

都道府県下水道担当部長

政令指定都市下水道管理担当部長 殿

建設省都市局下水道部

下水道管理指導室長

下水道マンホールの安全性の向上について

標記については、平成10年12月4日付けで「下水道マンホール緊急安全対策（案）」を送付し、マンホールの緊急安全対策を実施する際の参考として活用されるように通知したところであるが、今般、緊急安全対策と、更に定量的な検討とともに中長期的な対策とを併せた「下水道マンホール安全対策の手引き（案）」をとりまとめたので送付する。

本手引き（案）は、緊急安全対策としてとりうる対策、必要箇所及びその検討手順、さらには、安全対策検討のための水理計算や中長期的な対策についての考え方についてまとめたものである。

今後、下水道マンホールの安全対策を実施する際には、上記手引き（案）を参考として活用されるとともに、日頃の定期的な点検が重要であることから、適切な維持管理を実施されるようお願いする。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知していただくよう合わせてお願いする。